

大和郡山市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護を図ることを目的として設置する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、大和郡山市児童虐待防止ネットワークとする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関により構成する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、大和郡山市すこやか健康づくり部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(資料提出の要求等)

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調整機関)

第7条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、大和郡山市すこやか健康づくり部子育て支援課を指定する。

(協議会の会議)

第8条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

(代表者会議)

第9条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関の代表者による会議とし、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関する方法、体制等の検討に関する事項
- (2) 次条に規定する実務者会議からの協議会の活動状況の報告及び評価に関する事項
- (3) 協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議の会務は、会長が総理する。

3 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(実務者会議)

第10条 実務者会議は、別表に掲げる関係機関の代表者に指名された当該機関の構成員のうちから調整機関の長が指名した者による会議とする。

2 実務者会議における協議事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期的な情報交換及び個別ケース検討会議において課題となった事項
- (2) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項
- (3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関する事項
- (4) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告

3 実務者会議に座長を置く。

4 座長は、調整機関の長が指名した者とする。

5 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前条第4項の規定は、実務者会議について準用する。

7 座長は、必要に応じて、実務者会議における協議の結果を代表者会議に報告するものとする。

(個別ケース検討会議)

第11条 個別ケース検討会議は、別表に掲げる関係機関の代表者に指名された当該機関の構成員のうちから調整機関の長が指名した者による会議とする。

2 調整機関の長は、必要と認めるときは前項に掲げる者のほか、関係機関の構成員のうちから必要と認める者を指名し、会議に出席させることができる。

3 個別ケース検討会議における協議事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関する事項
- (2) 支援の経過報告及び評価並びに新たな情報の共有に関する事項
- (3) 援助方針の確立並びに役割分担の決定及びその認識の共有に関する事項
- (4) 要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関する事項
- (5) 要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関する事項

4 前条第3項から第7項までの規定は、個別ケース検討会議について準用する。

(会議の招集)

第12条 代表者会議は、会長が招集し、実務者会議及び個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集する。

(秘密の保持)

第13条 法第25条の5の規定により、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を調整機関に置く。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

(大和郡山市児童虐待防止ネットワーク設置要綱の廃止)

2 大和郡山市児童虐待防止ネットワーク設置要綱は、廃止する。

(大和郡山市児童虐待防止ネットワーク業務における個人情報保護基準の廃止)

3 大和郡山市児童虐待防止ネットワーク業務における個人情報保護基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別表（第4条・第9条—第11条関係）

区分	関係機関
児童福祉関係	奈良県中央こども家庭相談センター
	大和郡山市民生児童委員連合会
	大和郡山市公私園長会
	大和郡山市社会福祉協議会
	大和郡山市福祉部障害福祉課
	大和郡山市福祉部生活支援課
	大和郡山市すこやか健康づくり部子育て支援課
	大和郡山市すこやか健康づくり部保育支援課
	大和郡山市家庭児童相談室
	保健医療関係
	大和郡山市医師会
	大和郡山市歯科医師会
	大和郡山市すこやか健康づくり部保健センター
教育関係	大和郡山市校園長会
	大和郡山市教育委員会事務局学校教育課
	大和郡山市教育委員会大和郡山市青少年センター
警察・司法関係	奈良県郡山警察署
	奈良弁護士会
	大和郡山市自治連合会
	大和郡山市人権擁護委員協議会
	大和郡山市総務部市民安全課
	大和郡山市市民生活部人権施策推進課
	奈良県広域消防組合大和郡山消防署